

廃棄物海洋投入処分許可申請書

銚漁第 522 号
令和5年2月20日

環境大臣 西村 明宏 殿

申請者

住所 千葉県銚子市川口町2-6528-3

氏名 千葉県銚子漁港事務所長 小林達也

（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第1項 船 船
第18条の2第1項 の規定により、海洋施設
からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：銚子漁港における航路及び泊地しゅんせつによって発生する水底土砂で海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。 別紙1のとおり		
※許可の年月日	年 月 日		
※許可番号			
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	許可日～（5年間）	
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	502,240m ³	
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	許可日～年月日	100,448m ³
		年月日～年月日	100,448m ³
		年月日～年月日	100,448m ³
年月日～年月日		100,448m ³	
廃棄物の排出海域	①北緯35°44'46" 東経141°15'46" ②北緯35°43'05" 東経141°15'56" ③北緯35°44'54" 東経141°17'06" ④北緯35°43'07" 東経141°17'15" 以上4点に囲まれる範囲の内側。 別紙2のとおり		
廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。航行中に排出しない。 別紙3のとおり		
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙4のとおり	
	監視の頻度	別紙4のとおり	
備考	1 ※の欄は記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

